

建築基準法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 特定天井（脱落によつて重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。以下同じ。）で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものについては、劣化防止のための措置をした材料を使用しなければならないものとし、耐久性等関係規定に位置付けることとする。

（第三十六条及び第三十九条第四項関係）

第二 特定天井の構造は、構造耐力上安全なものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとする。

（第三十九条第三項関係）

第三 エレベーター及び遊戯施設の一定部分の構造は、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算により地震その他の震動に対して構造耐力上安全であることが確かめられたもの等とすること。

（第二百二十九条の四関係）

第四 エスカレーター等の構造は、地震その他の震動によつて脱落するおそれがないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとする。

（第二百二十九条の十二関係）

第五 その他所要の改正を行うものとする。

第六 附則

(附則関係)

一 この政令は、平成二十六年四月一日から施行するものとする。

二 所要の準備行為を定めるものとする。